

大学設置基準上必要な専任教員数と現状教員数

学科名	専任教員数					設置基準で定める教員数		助手	〔ハ〕	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	〔イ〕	〔ロ〕			
生活学科	3	0	0	1	4	5	－	4	1	家政
幼児教育保育学科	6	2	0	0	8	8	－	0	1	教育学・保育学
ビジネスコミュニケーション学科	3	1	3	0	7	7	－	0	0	経済学
デジタルライフビジネス学科	(4)	(1)	(2)	0	(7)	－	－	0	0	家政/経済学
(小計)	12	3	3	1	19	20	－	4	2	
〔ロ〕 (共通)	3	0	1	0	4	－	4	0	0	
(合計)	15	3	4	1	23	20	4	4	2	

〔注意〕

1. ( ) の人数は兼任教員数です。
2. 上表の〔イ〕とは短期大学設置基準（以下「設置基準」という。）第22条別表第1のイに定める学科の種類に応じて定める専任教員数をいう。なお、入学定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。
3. 上表の〔ロ〕とは設置基準第22条別表第1のロに定める短期大学全体の入学定員に定める専任教員数をいう。
4. 上表の助手とは、助手として発令されている教職員をいう。
5. 上表の〔ハ〕とは、助手以外のもので短期大学全体もしくは学科等の教育研究活動に直接従事する職員(事務職員を除く)をいう(例えば副手、補助職員、技術職員など)。